

平成 25 年 10 月 1 日

近接して工事を発注する場合の間接工事費等の調整について

近接して工事を発注する場合の間接工事費等の調整については、以下のとおり改訂しましたのでお知らせします。

○改正の内容

(従来)

随意契約及び一般・指名競争入札では、近接する現工事と一件の工事として積算し、間接工事費等(注1)を調整したものを設計額とする。

(改訂)

一般・指名競争入札においては、入札公告または指名通知の時点では近接する現工事を明示したうえで、間接工事費等を調整しないものを設計額とします。

ただし、入札の結果、落札者が近接する現工事の受注者と同一となった場合、速やかに間接工事費等を調整した設計額で変更契約を行います。(注2)

なお、随意契約においては、従来通り調整した設計額とします。

(注1)「間接工事費等」とは、共通仮設費、現場管理費、一般管理費などをいいます。

(注2)近接する現工事及び受注者が同一となった場合、変更契約する旨は、特記仕様書および入札公告に掲載されますので注意願います。